ほくよう相続定期預金

(2025年10月7日)

	(2025年10月7日)
1. 商品名[愛称]	ほくよう相続定期預金 [愛称:想いをつなぐ]
2. ご利用いただける方	●相続金を受取られた個人のお客さま
3. お申込条件	●金融機関(当行以外の金融機関も含む)で相続手続き完了後、相続により受取られたご資金をお預入れいただけること。●相続により受取られた預貯金のほか、死亡保険金、不動産や有価証券等の換金したご資金も対象とします。●ご利用回数は相続手続きにつき 1 回のみとします。ただし、相続により受取
	られた不動産や有価証券等を換金するまでに時間を要した場合は、この限 りではございません。
4. 預金種類	●自由金利型定期預金(M型) 通称「スーパー定期」
5. お預入期間	●6 か月 または 1 年
6. お預入種類	●自動継続(元金継続・元利継続)のみ
7. お申込金額	●100 万円以上~お客さまが受取られた相続金の受取額まで
8. お預入方法	
(1) お預入方法	●預リ資産取引店の店頭窓口にて一括してお預入れいただきます。 (※ATMおよび北洋銀行アプリによるお預入れはできません)
(2) 最低お預入金額	●100 万円以上
(3) お預入単位	●1 円単位
9. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
10. お利息	
(1)適用金利	●1回のお預入期間が
	①6 か月
	店頭表示金利 + 年利 0.400%
	②1 年
	店頭表示金利 + 年利 0.200%
(2) 利払方法	●満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	●付利単位を1円、1年を365日とした日割により計算します。
(4) お利息への課税	●お客さまが居住者である個人の場合は 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間のお受取りに際し、20.315%(所得税および復興特別所 得税 15.315%、住民税 5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。
	●障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の お取扱いも可能です。
(5) 金利情報の入手方法	●店頭または当行ホームページにてご確認ください。
11. 手数料	●ございません。
12. 中途解約時のお取扱い	●お預入期間に応じた期限前解約利率により計算したお利息とともにお支払 いします。



13. 付加できる特約事項	●総合口座通帳をご利用のお客さまについては、総合口座の担保としてのお 取扱いが可能です。
	(貸越限度額は担保定期預金の90%以内で最高300万円、貸越利率は担保 ウザスチャック・ウザスチャック・ウェー・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック・ファック
	定期預金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率になります)
14. 当行が契約している	●一般社団法人全国銀行協会
指定紛争解決機関	連絡先 全国銀行協会相談室
(金融ADR機関)	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
	※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争
	解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野におけ
	る裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決
	しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解
	決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る
	制度のことです。
15. その他参考となる事項	●元金継続の場合は、お預入時の金額にて、満期日に前回と同一期間のス
	ーパー定期に自動的に継続します。
	●元利継続の場合は、満期日にお支払いする利息を元金に組入れて、前回と
	同一期間のスーパー定期に自動的に継続します。
	●特別金利は当初 6ヵ月または 1 年間のみの適用とし、満期日以降は書替継
	続日における同期間のスーパー定期の店頭表示金利を適用します。
	●この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。
	(ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1 預金者に
	つき 1,000 万円までの元金とその利息が保護されます)
	●金利情勢の変化等により、適用金利、商品内容を変更する場合があります。
16. お取扱店	●東京支店、札幌医大病院出張所、千歳空港出張所を除く全店